

◆介護職員等処遇改善加算

令和6年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定におきまして、介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等処遇改善加算」「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下特定加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。尚、当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取組んでいる内容は次の通りとなります。

◆介護職員等処遇改善加算の取得状況

グループホーム井口・楽々苑

… 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

◆賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のために施策・仕組みなどの明確化	毎月各事業所が集まる会議を行い方針の確認、人材育成についての話し合い共有の場を整備
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得に向けての勉強会の開催、シフトの調整を行い資格取得に向けての支援 各種研修の案内をし、研修の受講の支援
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	シフトに余裕が持てるように人員配置を行い、系列他事業所との連携を図り働きやすい環境の整備をはかる。
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	電動ベッドの導入や腰痛ベルトの購入により介護職員の腰痛対策及び負担軽減を図る
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	介護記録のデジタル化を行い転記作業の削減、ファイルの減少。タブレットでの業務連絡を行い、同時に情報収集を行う事で業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	朝礼・夕礼実施により情報共有を図る 毎月ケア会議にて気づきの溶融

令和6年6月現在